

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成31年1月24日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成18年9月、A所在の株式会社B（以下「事業場」という。）に雇用され、当初は中古車等の引取り及び運搬等の作業に従事していたが、平成29年6月頃からは事業場内でアセチレンガスを用いて、マフラーの解体作業（以下「本件作業」という。）に従事していた。
- 2 請求人によると、解体作業に伴って生じた排ガスとセラミックスの粉じんを吸ったことにより息がしづらい状態になったという。請求人は、平成30年2月19日、C医療機関を受診し、「間質性肺炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして、平成30年1月1日から同年10月31日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年7月9日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成29年6月頃からマフラーの解体作業に従事していたところ、当該作業により排ガスの塊とセラミックスの粉じんが口から入ったことにより、本件疾病を発症したと主張しているので、以下検討する。

(2) 本件疾病の発症について

D医師は、平成30年12月12日付け意見書において、平成30年2月19日受診時の疾病について、胸部CT所見及び本件疾病の特異的指標であるKL-6の測定値が高いことから、本件疾病であると診断したと述べている。一方、C医療機関の診療録によれば、平成28年1月26日の胸部画像上、両肺野胸膜下に網状影、すりガラス陰影を認め、KL-6の測定値が高いことから、その時点における疾病は、間質性肺炎（以下「原疾病」という。）と診断されたことが認められる。

そこで、平成28年1月26日に診断された原疾病と今回、平成30年2月19日に診断された本件疾病との関係について検討する。

C医療機関のE医師は、F医師宛の平成30年3月30日付け診療情報提供書において、要旨、請求人が平成28年1月26日に原疾病と診断された後、2か月で通院中断し、平成30年2月19日再診時に本件疾病と診断された時点では、原疾病の病状が進行していたと考えられたと述べている。また、G医師は、平成31年1月21日付け意見書において、要旨、請求人は以前から本件疾病同様、間質性肺炎を指摘されており、作業により発症したのとは考えにくいと述べている。

この点、医学経験則によれば、平成30年2月19日に本件疾病が新たに発症したとは考えがたく、また、そのことを裏付ける客観的根拠も見いだせない

ことから、両医師の意見は妥当である。

(3) 本件疾病と業務との関係について

以上のおり、本件疾病は、原疾病と同一疾病であり、平成30年2月19日に新たに発症したとは考えがたいことから、請求人の主張は採用できず、本件疾病の発症は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。

令和2年7月31日